

20年度以降の蚕糸対策の概要

基本的な考え方

- 蚕糸・絹業双方の発展を図る観点から、生産・流通・販売に関わる事業者の連携の下、消費者から適正に評価される、国産の特長を活かした純国産絹製品づくりを推進
- 農林水産省と経済産業省が一体となった支援体制を構築し対策を着実に推進

新蚕糸対策の実施

- 繭代補てんによる支援から、蚕糸業（養蚕農家・製糸業者）と絹業（絹織物業者・流通業者等）の連携により、輸入品と差別化された純国産絹製品づくりに対する支援に順次移行
 - 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（19年度補正予算）：3,504百万円
 - 蚕糸・絹業の提携に関する豊富な知見と能力を有する団体（公募により決定）に「蚕糸・絹業提携支援センター」を設置。基金を造成して事業を実施
 - 対策の円滑な推進のため「蚕糸・絹業連携システム全国推進協議会」を設立
- このほか、経済産業省は「中小企業地域資源活用プログラム」により、蚕糸・絹業関連事業者に対し、地域資源を活用した新商品開発や需要の開拓等の取り組みを支援

関連制度の廃止・改正

- 19年度末をもって輸入糸調整金を廃止（生糸の輸入に係る調整等に関する法律の廃止）
- (独)農畜産業振興機構における蚕糸関係業務の廃止（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）
- 生糸の輸入については、現在の実需者割当制度から関税割当制度に移行

蚕糸業の現状と今後の蚕糸対策の方向

蚕糸業の現状

繭生産の激減

	H元年	H13年	H18年 (元年比)	(13年比)
・養蚕農家数	57千戸	→2.7千戸	→1.3千戸	(2%) (49%)
・繭生産量	27千ト	→1千ト	→0.5千ト	(2%) (49%)
・養蚕農家の高齢化	平均年齢69歳			

負のスパイラル



価格の低迷

・繭・生糸の激減による価格形成力の喪失

	H6年	H18年
国産糸価格	7,426円	→3,771円
輸入糸価格	4,049円	→4,032円

・二次製品輸入量の増加

	H元年	H17年
	94千俵	→175千俵 (+86%)

製糸業の衰退

	H元年	H18年
・製糸工場数	53工場	→2工場
・生糸生産量	101千俵	→2千俵

現行対策
取引指導繭価
1,518円/kg
基準繭価
100円/kg

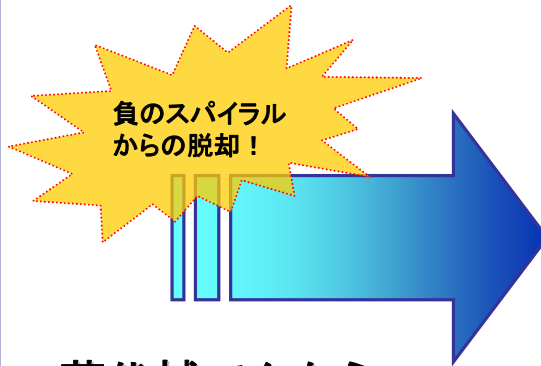
このまま継続

一層の衰退・「自然死」へ

養蚕農家・繭生産量はさらに減少

製糸工場の安定稼働は困難

和装・絹文化の基盤消滅



繭代補てんから 新たな蚕糸対策へ移行

国産原料を評価してくれる川下の事業者との**蚕糸・絹業提携システム**の形成促進

輸入糸利用製品と差別化できる**純国産絹製品**の製造・販売の推進

国産繭・生糸の希少性・特長のPR(**純国産絹製品の表示**)

蚕糸業の持続的発展

品質の高い「純国産絹製品」ブランドの確立

国産繭・生糸の特長を活かし、需要に対応した安定的な原料供給体制の確立

蚕糸・絹業提携システムの下で、養蚕農家・製糸業への適切な収益配分

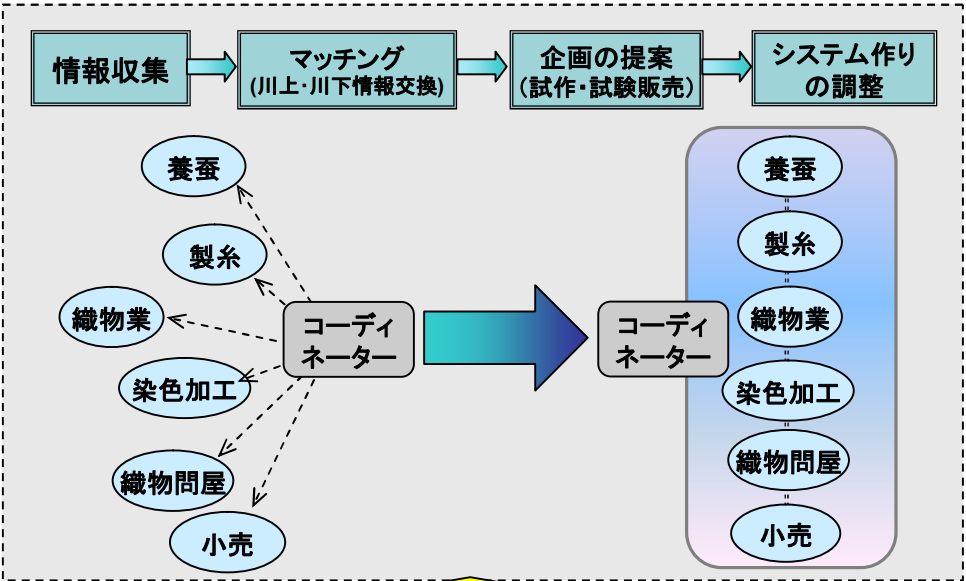
今後の蚕糸業のあり方に関する検討会

(座長: 林良博 東京大学大学院教授)
(委員: 業界関係者(養蚕、製糸、流通、絹業、消費者、学識経験者等10名))

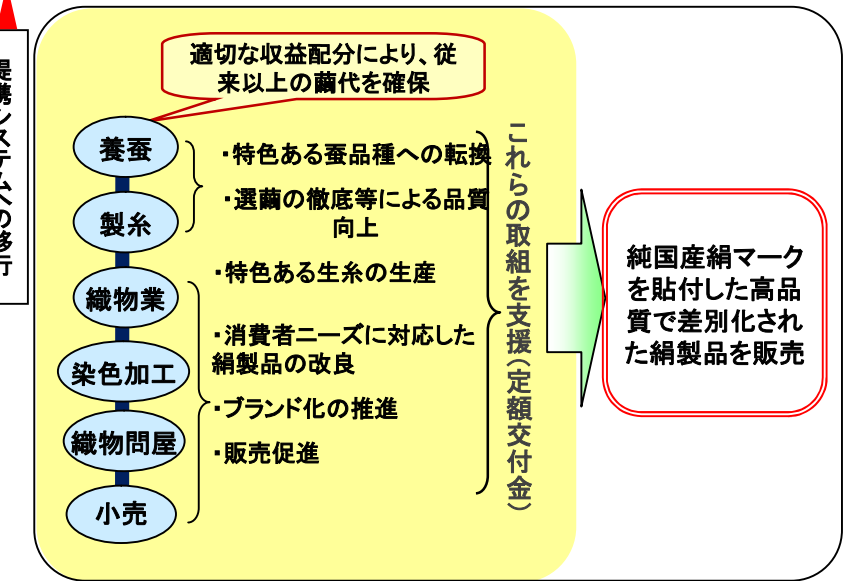
最終報告書(平成19年3月)

新たな蚕糸対策（蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業）の概要

準備期間（3年間で提携システムへの移行を目標）



提携システム確立期間（3年間）



提携グループ形成対策
 ○ 提携の相談・指導等コーディネーターの活動支援
 ○ 製品の試作・試験販売等に対する支援

経過措置 （ ○ 繭代補てんの継続 ）

提携システム確立対策
 ○ 提携システムの取組に定額交付金を交付

養蚕農家は従来以上の繭代を確保

バックアップ対策
 ○ 稚蚕・養蚕資材の安定供給 ○ トレーサビリティの確立・純国産絹マークの普及推進 ○ 製品の改良への支援

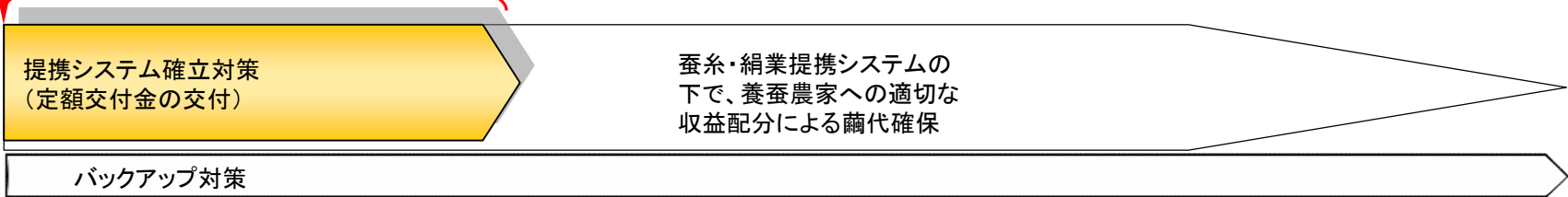
蚕糸・絹業連携グループへの移行のイメージ

対策期間

3年間

提携システムへの移行

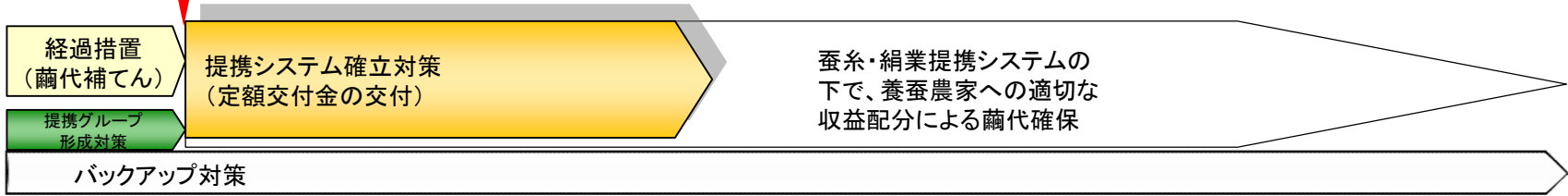
準備期間なし



蚕糸・絹業提携システムの下で、養蚕農家への適切な収益分配による繭代確保

提携システムへの移行

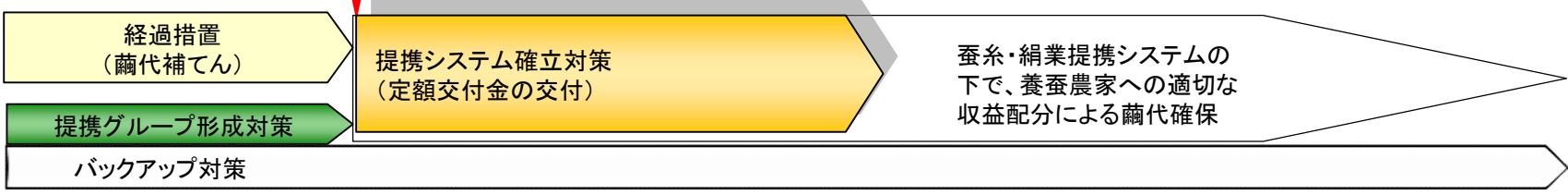
準備期間1年



蚕糸・絹業提携システムの下で、養蚕農家への適切な収益分配による繭代確保

提携システムへの移行

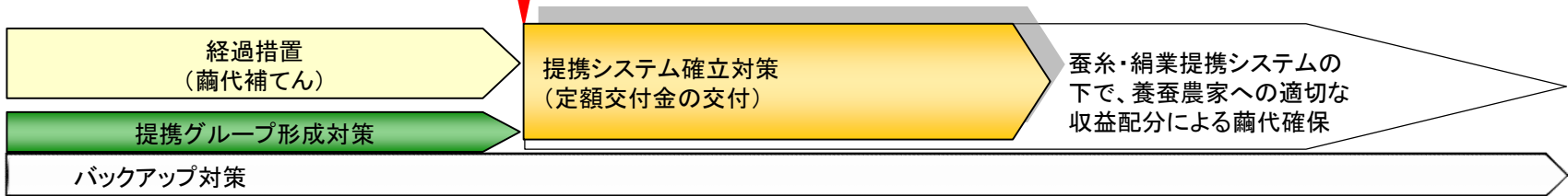
準備期間2年



蚕糸・絹業提携システムの下で、養蚕農家への適切な収益分配による繭代確保

提携システムへの移行

準備期間3年



蚕糸・絹業提携システムの下で、養蚕農家への適切な収益分配による繭代確保

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業の概要

蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

提携システム構築コーディネート事業

◆ 蚕糸・絹業提携システムを構築するため、川上・川下における情報の収集・提供、提携システムの構築に取り組む養蚕・製糸業者や絹織物業者等に対する相談対応、養蚕及び絹織物等の主産地における蚕糸・絹業情報交換会の開催等の事業

事業実施主体

補助率

提携支援センター

定額

提携システム構築バックアップ事業

◆ 蚕糸・絹業提携システムを構築する関係者の取組の円滑化のため、研修会の開催、養蚕用資材の安定供給体制の整備、純国産絹製品の製造や販売を行うまでの準備期間における製品の試作や試験販売、純国産絹マークの普及等の事業

提携支援センター

定額

純国産絹製品づくり条件整備事業

◆ 稚蚕共同飼育所において1～3令までの蚕を飼育するのに必要な経費の助成

農業者等が組織する団体

定額

◆ 純国産絹製品づくりに必要な特殊生糸等繰糸機、小ロット対応繰糸機、特殊乾繭用装置等の機械・機材の整備に要する経費の助成

製糸業者、農業者等が組織する団体、特認団体

1/2以内

蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

◆ 蚕糸業(川上)と、絹織物業者等(川下)とが提携して、消費者に評価される、国産繭・生糸の特長・希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりに取り組む場合の初度的経費の助成

提携グループ

養蚕農家と、製糸業者、絹織物業者、流通・小売業者等のうち1以上の事業者が共同して、純国産絹製品づくりに取り組む任意組合、有限責任事業組合、事業協同組合等

定額

◆ 提携システムに移行しようとする養蚕農家の移行準備期間における経営支援(繭代補てん)

全国農業協同組合連合会又は農業者等が組織する団体

定額